（センターが運用する信号所）

第三条　センターが運用する信号所の呼出名称、位置及び業務開始年月日は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一～三　（略）

（情報の提供）

第四条　（略）

2　（略）

3　規則第二十条の三第二項の規定によるセンターが行う情報の提供の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

（勧告）

第五条　規則第二十条の五の規定によるセンターが行う勧告の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

（指示）

第六条　規則第八条の二の規定によるセンターが行う指示の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

（留意事項）

第八条　船舶は、この告示の定めるところによりセンターが行う情報の提供、勧告及び指示を受けるに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一～三　（略）

四　船舶の種類若しくは大きさ、センターが使用するレーダーから当該船舶までの距離又は海面の状況等により、十分な情報が得られない場合があること。

五・六　（略）

七　第四条第二項第二号イ(1)及び(2)に掲げる事項に関する情報の提供は、情報提供可能海域に入った後速やかにセンターにおいて識別された船舶であって、センターからの呼出しに対し常に応答することができる状態にある船舶に対して行われること。ただし、特定船舶及び準特定船舶の航行が極めてふくそうする場合等にあっては、準特定船舶に対する当該情報の提供を行うことができない場合があること。

八　（略）

九　情報の提供は、船舶の安全な航行を援助するため、船舶に対し、センターにおいて観測された事実及び状況等を伝えるものであり、操船上の指示をするものではないこと。

十　（略）

（保安部が運用する信号所）

第三条　保安部が運用する信号所の呼出名称、位置及び業務開始年月日は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一～三　（略）

（情報の提供）

第四条　（略）

2　（略）

3　規則第二十条の三第二項の規定による保安部が行う情報の提供の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

（勧告）

第五条　規則第二十条の五の規定による保安部が行う勧告の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

（指示）

第六条　規則第八条の二の規定による保安部が行う指示の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

（留意事項）

第八条　船舶は、この告示の定めるところにより保安部が行う情報の提供、勧告及び指示を受けるに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一～三　（略）

四　船舶の種類若しくは大きさ、保安部が使用するレーダーから当該船舶までの距離又は海面の状況等により、十分な情報が得られない場合があること。

五・六　（略）

七　第四条第二項第二号イ(1)及び(2)に掲げる事項に関する情報の提供は、情報提供可能海域に入った後速やかに保安部において識別された船舶であって、保安部からの呼出しに対し常に応答することができる状態にある船舶に対して行われること。ただし、特定船舶及び準特定船舶の航行が極めてふくそうする場合等にあっては、準特定船舶に対する当該情報の提供を行うことができない場合があること。

八　（略）

九　情報の提供は、船舶の安全な航行を援助するため、船舶に対し、保安部において観測された事実及び状況等を伝えるものであり、操船上の指示をするものではないこと。

十　（略）

○海上保安庁告示第五十三号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第五条第三項の規定に基づき、船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年一月一日から施行する。

平成二十九年十二月二十五日

海上保安庁長官　中島　敏